

改正消費税 (税率アップ・軽減税率への実務対応)

2019年10月からの消費税改正点

TKC 近畿兵庫会 神戸中央支部 税理士 宮崎 敦史

1 軽減税率制度の対象品目と業種

(1) 対象品目

① 飲食料品(酒類及び外食を除く)、②新聞の2つに大別されます。

(2) 対象業種

主に飲食料品を取り扱っている農業・漁業・卸売・小売・食品製造・飲食など300万弱の事業者が影響を受けることになります。それ以外の業種であっても、食料品・飲料や新聞を購入した事業者すべてに影響が出ます。

2 対象となる飲食料品の範囲

対象となる飲食料品	飲食料品とは、食品表示法に規定する食品をいいます。 「酒税法に規定する酒類」及び「外食サービス」は除かれます。
一体資産の取扱い (飲食料品とその他の商品 がセットのもの)	飲食料品と飲食料品以外の資産が一体となっているもの(一体資産)については、一体資産の販売価格(税抜)が1万円以下のもので、その価額のうち食品に係る価額が3分の2以上を占めているときに限り、全体を飲食料品として軽減税率の対象とされます(一体資産全体の価格のみが提示されている場合に限る)

3 外食サービスの範囲

軽減税率制度の適用対象外となる外食等の範囲は、以下のとおりです。

- ① 外食：飲食設備のある場所において顧客に飲食させるサービス。
- ② ケータリング・出張料理等：顧客が指定した場所で、顧客に飲食させるサービス

軽減税率適用 「外食等に当たらない」	テイクアウト・持ち帰り・宅配 例) テイクアウト、出前、宅配、屋台での軽食(テーブル、椅子等の飲食設備がない場合) 弁当、惣菜、有料老人ホームでの飲食料品の提供や学校給食等
標準税率提要 「外食等」に当たる	外食・ケータリング 例) 各種飲食設備での店内飲食、コンビニのイートインコーナーでの飲食、ケータリング・出張料等

4 対象となる新聞の範囲

対象となる新聞 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞(一定の題号を用い、政治、経済、社会、化等に関する一般社会的事実を掲載するもの)。

なお、書籍・雑誌等については、社会通念上の呼び名であり、法令上の明確な線引きができないことから、その日常生活における意義、有害図書排除の仕組みの構築状況などを引続き検討するものとされ、今回の標準税率の対象品目には含まれていません。